# 単 価 契 約 仕 様 書

京都市建設局　左京土木みどり事務所
（担当　高橋、坂元　電話 791-9134）

| | |
|---|---|
| 件　　名 | （単価契約）レギュラーガソリン、軽油及び灯油の購入について |
| 契 約 期 間 | 令和８年１２月１日から令和８年１２月３１日まで |
| 予 定 数 量 | レギュラーガソリン　　６００L（1か月）<br>軽油　　３５０L（1か月）<br>灯油　　３０リットル |
| 支 払 方 法 | １　各月の月末締めで、当該月の納入量の合計に単価を掛けた額を支払うものとする。受託者は見積書、納品書、請求書を作成し、左京土木みどり事務所へ提出すること。<br>２　請求書の様式については、記載事項が揃っていれば、受託者の様式でも可とするが、記載漏れ等を防ぐため、本市の請求書標準様式を使用すること。<br>３　請求書受領後３０日以内に支払うこととする。 |
| 契約条件等 | １　落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー現金価格及び軽油現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。<br><br>２　１に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。<br><br>３　左京土木みどり事務所（京都市左京区高野竹屋町４番地）から概ね直線距離半径２キロメートル圏内に給油スタンドを有するものとする。<br>４　給油スタンドにおけるガソリン及び軽油の給油のみを対象とし、洗 |

| | |
|---|---|
| | 車等その他の業務は含まない。<br>5　給油対象車両は別紙のとおり。<br>6　灯油については、当事務所職員が受託者の給油スタンドにポリタンクを持参し、給油を受けるものとする。<br>7　受託者は必要があれば対象車両分のガソリンカードを発行することとし、車両変更や新車納車の際は柔軟に対応すること。<br>8　請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続きに係る費用は、契約決定業者が負担するものとする。<br>9　予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても本市は何ら補償しない。<br>１０　本仕様書に定めのない細部事項、または疑義が生じた場合はその都度、本市と協議を行うこと。<br>１１　見積単価は、契約期間内の単価契約とし、見積書には１Ｌあたりの金額（税抜き・税込み）を記載すること。<br>１２　軽油にあっては、暫定税率廃止法成立により、令和８年４月１日に軽減税率が廃止されているため、これを見込んだ見積額とすること。 |